

川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領

平成13年10月1日

13川ま備第321号市長決裁

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要綱（平成13年10月1日付け13川ま備第321号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、当該事業の補助金等の交付に関して、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定める。

第2章 建設費に係る補助

(全体設計の承認)

第2条 認定事業者は、高齢者向け優良賃貸住宅の建設事業の実施が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金の交付申請前に、当該事業費の総額、年度ごとの事業費の額、事業完了予定時期等について、全体設計承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。なお、当該事業に係る事業費の総額及び年度ごとの事業費を変更する場合も同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ適当と認めた場合は全体設計の承認を決定し、全体設計承認書（第2号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(建設費に係る補助金の交付申請)

第3条 建設費に係る補助金の交付を受けようとする認定事業者は、補助金の交付の対象となる事業に着手する前に、建設費補助金交付申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(建設費補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その内容及び必要な条件を付して建設費補助金交付決定通知書（第4号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(建設費補助金の交付申請等の代行)

第5条 管理者は、認定事業者から委任を受けた場合にあっては、認定事業者に代わって建設費補助金の交付申請、請求等の業務を行うことができるものとする。

(事業内容の変更)

第6条 認定事業者は、補助金の交付決定後において、補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、建設費補助金交付変更申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の額の変更を承認したときは、建設費補助金交付変更決定通知書（第6号様式）により認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、補助金の額に変更が生じない事業内容の変更をしようとするときは、事業内容の変更報告書（第7号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第7条 認定事業者は、補助金の交付決定後において、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止(廃止)承認申請書(第8号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、事業の中止又は廃止を承認したときは、事業中止(廃止)承認書(第9号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第8条 認定事業者は、事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了することが困難となった場合は、事業完了期日変更報告書（第10号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 認定事業者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を事業事故報告書（第11号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第10条 市長は、認定事業者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めるときは、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、認定事業者が前項の命令に従わなかったときは、事業の一時停止を命ずることができる。

(建設費補助金の実績報告)

第11条 認定事業者は、事業が完了したときは、速やかに建設費補助実績報告書（第12号様式）に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第5条第1項に定める建設住宅性能評価書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、事業が翌年度以降にまたがる場合で、建設費補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに建設費補助年度終了報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(建設費補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、速やかにその内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交

付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、建設費補助金額確定通知書（第 14 号様式）により認定事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前号の通知をした後に補助金を交付するものとする。

（建設費補助金の請求）

第 13 条 認定事業者は、前条第 1 項の通知を受けた後に建設費補助金請求書（第 15 号様式）を市長に提出し、建設費補助金の請求をするものとする。

（是正のための措置）

第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による審査及び現地調査などの結果、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、適合させるための措置をとるべきことを認定事業者に対して命ずることが出来る。

2 前項の命令により認定事業者が必要な措置を講じた場合は、第 11 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定を準用する。

第 3 章 家賃の減額に係る補助

（家賃減額補助金の交付申請）

第 15 条 家賃の減額に係る補助金の交付を受けようとする認定事業者は、家賃減額補助金交付申請書（第 16 号様式）に、入居者から徴した家賃補助申請書（第 17 号様式）、収入計算書（第 18 号様式）、市県民税課税額証明書、住民票その他必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。なお、新築住宅又は空き家住宅に新たに入居する者については、入居決定後速やかに申請しなければならない。

（家賃減額補助金の交付決定）

第 16 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、家賃減額補助金の交付を決定したときは、家賃減額補助金交付決定通知書（第

19号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(家賃減額補助金の交付申請等の代行)

第17条 管理者は、認定事業者から委任を受けた場合にあっては、認定事業者
に代わって家賃減額補助金の交付申請、補助金の請求等の業務を行うことができ
るものとする。この場合において、第19条、第20条及び第21条中「認
定事業者」とあるのは、「管理者」と読み替えるものとする。

(家賃減額補助金の変更)

第18条 認定事業者は、家賃減額補助金の交付決定後において家賃減額補助金
の額に変更が生じたときは、家賃減額補助金交付変更申請書(第20号様式)を
市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、家賃
減額補助の変更を承認したときは、家賃減額補助金交付変更決定通知書(第21
号様式)により認定事業者に通知するものとする。

(家賃減額補助金の実績報告)

第19条 認定事業者は、当該年度における家賃減額補助金の執行状況について、
当該年度終了後速やかに家賃減額補助実績報告書(第22号様式)に家賃減額
明細書を添付し、市長に報告しなければならない。

(家賃減額補助金の額の確定)

第20条 市長は、前条の報告書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、
家賃減額補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認め
たときは、交付すべき家賃減額補助金の額を確定し、家賃減額補助金額確定通
知書(第23号様式)により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前号の通知をした後に補助金を交付するものとする。

(家賃減額補助金の請求)

第21条 認定事業者は、前条の通知を受けた後に家賃減額補助金請求書(第24

号様式)を市長に提出し、家賃減額補助金の請求をするものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

第4章 雑則

(補助金の交付決定の取り消し)

第22条 市長は、認定事業者又は管理者が次の各号のいずれかに該当するときには建設費補助金又は家賃減額補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 高齢者向け優良賃貸住宅が空き家になったとき。
- (4) 当該高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定が取り消されたとき。
- (5) 要綱又はこの要領若しくは関係法令の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第23条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において既に補助金が認定事業者又は管理者に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第24条 この要領に定めるもののほか、補助を実施する上で必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者（認定事業者） 住 所
氏 名

全体設計承認申請書

高齢者向け優良賃貸住宅建設事業について、全体設計の承認を受けたいので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第2条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 対象団地
- 2 事業の施行場所
- 3 高齢者向け優良賃貸住宅建設事業に要する経費 別紙のとおり
- 4 事業年度及び年度ごとの事業費 別紙のとおり
- 5 事業完了の予定期日 年 月 日

（添付書類）

高齢者向け優良賃貸住宅供給計画認定書の写し

様

全体設計承認書

年 月 日付けで申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅建設事業の全体設計について申請のとおり承認しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第2条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 全体設計を承認した団地

2 事業の施行場所

3 事業完了の予定期日 年 月 日

年 月 日

(あて先)川崎市長

申請者(認定事業者) 住所
氏名

建設費補助金交付申請書

高齢者向け優良賃貸住宅の建設費の一部について補助を受けたいので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 建設費補助に係る事業の経費の配分及び使用方法
- 3 事業完了の予定期日

ただし、事業完了の予定期日は、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱第3条の規定により認定を受けた供給計画に定めるとおりとする。

- 4 補助金交付申請額 千円(補助対象事業費 千円)
- 5 その他

申請者 (認定事業者)	住所	
	氏名	
高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

建設費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助について、次のとおり補助を行うことと決定しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第4条の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 補助額 金 千円
- 完了期日 年 月 日
- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 供給計画の変更を行う場合には、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱第5条及び第7条並びに川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱第3条に基づき、認定を受け、又は報告をすること。
 - 関係法令、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者（認定事業者）住 所
氏 名

建設費補助金交付変更申請書

年 月 日付け川崎市指令第 号で交付決定通知を受けた
高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助について、次の変更をしたいので、川崎
市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第6条第1項の規定に基づき申請
します。

1 交付決定通知書 年 月 日付け 第 号

2 変更事項

3 補助金交付変更申請額

(1) 補助金交付変更申請額 円

(2) 既補助金交付決定額 円

(3) 差引増△減額 円

申請者 (認定事業者)	住所	
	氏名	様
高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

建設費補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅の建設費補助金の変更について、次のとおり変更することと決定しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第6条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

1 変更事項

2 補助金交付変更申請額

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助金交付変更申請額 | 円 |
| (2) 既補助金交付決定額 | 円 |
| (3) 差引増△減額 | 円 |

3 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件

関係法令、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等を遵守すること。

4 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者（認定事業者）住 所
氏 名

事業内容の変更報告書

年 月 日付け川崎市指令第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、事業内容の変更をしたいので、関係書類を添えて報告します。

1 変更する理由

2 事業の施行場所 川崎市 区

3 事業の完了予定日 年 月 日

年 月 日

（あて先）川崎市長

申請者（認定事業者）住 所
氏 名

事業（ ）部中止（又は廃止） 承認申請書

年 月 日付け川崎市指令 第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について事業を（ ）部中止（又は廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の（ ）部中止（又は廃止）する理由
- 2 事業の施行場所 川崎市 区
- 3 事業の（ ）部中止（又は廃止）に係る内容
- 4 事業の（ ）部中止（又は廃止）に係る補助金の額
 - (1)補助金交付決定額 千円
 - (2)廃止等申請額 千円
 - (3)差引額 千円

様

事業（ ）部中止（又は廃止） 承認書

年 月 日付けで申請のありました事業の（ ）部中止（又は廃止）について、申請のとおり承認しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第7条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 事業の（ ）部中止（又は廃止）に係る補助金の額
 - (1) 補助金交付決定額 千円
 - (2) 廃止等申請額 千円
 - (3) 差引額 千円

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者（認定事業者）住 所
氏 名

事業完了期日変更報告書

年 月 日付け川崎市指令第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、交付決定に付された期日までに完了することが困難になりましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第8条の規定に基づき報告します。

- 1 事業の施行場所 川崎市 区
- 2 補助金交付決定に付された完了期日 年 月 日
- 3 変更後完了期日 年 月 日
- 4 変更の理由
- 5 事業実施状況表
- 6 工程表

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者（認定事業者）住 所
氏 名

事業事故報告書

年 月 日付け川崎市指令第 号で建設費補助金の交付決定を受けた事業について、事業の遂行が困難になりましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第9条の規定に基づき報告します。

1 事業の施行場所 川崎市 区

2 事故の内容

3 事故に対する措置

4 事業に及ぼす影響

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者（認定事業者）住 所

氏 名

建設費補助実績報告書

年度の標記の補助について、次のとおり執行しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第11条第1項の規定に基づき報告します。

1 報告に係る補助金

年 月 日付け川崎市指令第 号による交付決定分

2 補助金の受領金額 金 円

3 補助金の配分金額 金 円

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者（認定事業者）住 所

氏 名

建設費補助年度終了報告書

年 月 日付け川崎市指令第 号をもって交付決定の通知を受けた高齢者向け優良賃貸住宅建設事業の 年度における実績について、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第11条第2項の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

1 事業の内容

2 事業の期間 年 月 日～ 年 月 日

3 事業に係る補助金の（ ）年度における執行状況

円

川 第 号

年 月 日

様

川 崎 市 長

建設費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度の標記の補助金について次のとおり確定しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第12条第1項の規定に基づき通知します。

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 確定補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付済補助金額 | 金 | 円 |
| 3 | 返還金額 | 金 | 円 |

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

年 月 日

（あて先）川崎市長

請求者（認定事業者）住所
氏名 印
住宅名称
所在地

建設費補助金請求書

年 月 日付け 川 第 号をもって建設費補助
金額確定通知を受けましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補
助要領第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
- 2 請求内訳
- 3 振込先

銀行		店
種 別	普通預金 当座預金	口座番号 名 義

- 4 問い合わせ先
住所
氏名
電話

(あて先) 川 崎 市 長

申請者(認定事業者) 住 所
氏 名

家賃減額補助金交付申請書

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部について補助を受けたいので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 今回申請の家賃減額に係る経費配分及び使用方法
- 3 今回申請の家賃減額に係る完了期日
- 4 補助金交付申請額
- 5 補助金算出根拠
- 6 その他

(あて先) 川 崎 市 長

家賃補助申請書

高齢者向け優良賃貸住宅の家賃の一部について補助を受けたいので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第15条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容が事実と相違するときは、補助を取り消されても異議を申し立てません。

現住所			
高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地		
	名称	住戸番号	号
氏名	自宅電話		
	携帯電話		

区分

団地名	
住戸番号	
氏名	

収入計算書

本人及び同居親族		続柄	生年月日	年齢	障害の有無	扶養	職業	所得
氏名	本人		昭大 .		無 障害者 特別障害者	人	有 無	円
			昭大 .		無 障害者 特別障害者	被 無	有 無	円
			昭大 .		無 障害者 特別障害者	被 無	有 無	円
							合計	(A) 円

同居しない扶養親族		続柄	生年月日	年齢	障害の有無	住所
氏名			平昭大 .		無 障害者 特別障害者	
			平昭大 .		無 障害者 特別障害者	

控除の種類		控除額
親族	38万円 × ()人	円
老人扶養親族	10万円 × ()人	円
老人控除対象配偶者	10万円 × ()人	円
省令第1条第3号二に定める親族	25万円 × ()人	円
障害者	障害者 27万円 × ()人 特別障害者 40万円 × ()人	円
寡婦	所得27万円以上の人は27万円 × ()人 所得27万円未満の人はその額 ()人	円
ひとり親	所得35万円以上の人は35万円 × ()人 所得35万円未満の人はその額 ()人	円
所得控除 (基礎控除振替分)	所得10万円以上の人は10万円 × ()人 所得10万円未満の人はその額 ()人	円
上記の合計		(B) 円
世帯の月収額	(A) - (B) 円 ÷ 12 =	円

住 所	
認定事業者氏名	様

家賃減額補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金については、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第16条の規定に基づき、次のとおり補助を行うことと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	
家賃減額補助金交付決定金額		

年度分 (年 月 ~ 年 月)

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入居者の入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項に基づき、家賃減額補助金交付変更申請を行うこと。
 - 家賃の額から補助額を差し引いた額を超え、入居者に対し家賃を請求しないこと。
 - 関係法令、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

(あて先) 川崎市長

申請者(認定事業者) 住所
氏名

家賃減額補助金交付変更申請書

川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項の規定に基づき、次の変更がありましたので次のとおり申請します。

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名称	

- 1 交付決定通知書 年 月 日 川崎市指令 第 号
- 2 変更事項
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 1に係る今回変更申請後の経費配分及び使用方法
- 5 1に係る今回変更申請後の完了期日
- 6 変更後補助金交付申請額及び算出根拠
- 7 その他

住 所	
認定事業者氏名	様

家賃減額補助金交付変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額補助金については、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第2項の規定に基づき、次のとおり変更することと決定しましたので通知します。

年 月 日

川 崎 市 長

高齢者向け 優良賃貸住宅	所在地	
	名 称	
今回交付決定額		
前回交付決定額		
変更増△減額		

年度分 (年 月 ~ 年 月)

- 川崎市補助金等の交付に関する規則第5条の規定に基づき付す条件
 - 入居者の入退去等の事情により交付決定額を変更すべき場合には、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第18条第1項に基づき、家賃減額補助金交付変更申請を行うこと。
 - 家賃の額から補助額を差し引いた額を超え、入居者に対し家賃を請求しないこと。
 - 関係法令、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱等を遵守すること。
- 当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときの取下げの期間は、交付決定日の翌日から起算して20日以内とする。

年 月 日

（あて先）川崎市長

報告者 住 所
氏 名

家賃減額補助実績報告書

年度の標記の補助金について、次のとおり執行しましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助要領第19条の規定に基づき報告します。

1 報告に係る補助金

年 月 日付け川崎市指令 第 号ほかによる交付決定分

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

川 第 号
年 月 日

様

川 崎 市 長

家賃減額補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で実績報告のあり
ました 年度の標記の補助金について、川崎市高齢者向け優良
賃貸住宅供給事業補助要領第20条第1項の規定に基づき、次のとお
り確定しましたので通知します。

確定補助金額

円

年 月 日

（あて先）川崎市長

請求者 住 所
氏 名 印

家賃減額補助金請求書

年 月 日付け 川 第 号をもって家賃減額補助金
額確定通知を受けましたので、川崎市高齢者向け優良賃貸住宅供給事業補助
要領第21条の規定に基づき、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円
- 2 請求内訳
- 3 振込先

銀 行	
支 店	
種 別	
口座番号	
受取人	